

平成28年 3月18日
市 民 生 活 部

芦屋市一般廃棄物処理基本計画について

1 一般廃棄物処理基本計画の改定について

自治体が作成するごみの減量の目標等を定める一般廃棄物処理基本計画は、環境省の「ごみ処理基本計画策定指針」において、「目標年次を概ね10年から15年先において、概ね5年毎に改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、見直しを行うことが適切である。」と定められています。

このことから、本市では、現在、平成23年度から平成32年度までを期間とする芦屋市一般廃棄物処理基本計画により施策を実施中であり、5年毎の改定年次である平成27年度において、目標年次を10年後とした平成28年度から平成37年度までを期間とする次期計画を策定することとしていました。

2 次期計画の期間について

次の理由により、次期計画の期間を平成29年度から平成38年度までに変更させていただきます。

・ごみ総排出量の推計値

ごみの減量を目的とした次期計画のごみ総排出量の予測値は、実績値等を勘案して推計します。

ごみの減量施策として平成26年10月から開始して1年が経過している持ち込みごみの予約の導入で、開始後は減量効果として、削減率 最大▲26%、6か月平均で▲21%まで進みましたが、平成27年9月に▲4%まで戻りました。

このままでは、減量状況をごみ総排出量の予測値に十分反映できないことから、平成28年度の一定時期まで、様子を見る必要が生じました。

更に、ごみ総排出量の予測値は、焼却施設の整備計画を立てる上で重要な要素となりますので、予測値の推計を平成28年度にかけて行うこととし、計画の始期を平成29年度からとします。

以 上